令和３年第９回 伊仙町農業委員会総会議事録

１．開催日時　令和３年９月２１日（月）午前９：００～

２．開催場所　中央公民館ホール

３．出席委員（１３人）

会　長　　１番　宮永　誠
副会長　　２番　義山　太志
　　３番　福山　宣太
　　４番　田中　秀樹
　　５番　稲村　英治
　　６番　藤島　正廣
　　７番　平山　純一郎
　　８番　富本　太地
　　９番
　　１０番　實　穣二
　　１１番　基山　美奈子
　　１２番　森　三江子
　　１３番　重原　明美
　　１４番　政岡　廣子

推進委員（５名）

　　１番　琉　将士
　　２番　幸山　真悟
　　３番
　　４番　實村　秀樹
　　５番　徳山　実
　　６番　重　翔太

４．欠席委員　９番　樺山　哲博
　欠席推進委員　３番　德　範文

５．議事日程

第１　農地法第３条許可申請について（１件）
第２　農地法第５条許可申請について（１件）

第３　現況証明願いについて（１件）
第４　農業経営基盤強化促進事業(農地中間管理事業)について（１件）
第５　農地利用計画の変更申請に係る意見書の作成について（２件）

６．農業委員会事務局員
事務局長　　豊島　克仁
主事　　酒勺　英樹

会議の概要

事務局　　おはようございます。定刻になりましたので只今から令和３年第９回伊仙町農業委員会総会を開催いたします。
はじめに会長のご挨拶をお願いいたします。

会　長　　皆さん、おはようございます。コロナの警戒レベルも本日２１日をもって、レベル５から４に下がるという風なことを聞いております。徐々に、徐々に警戒レベルが下がっていきますけれども気を緩めずに感染拡大防止に皆さんで協力してまた努めていければなと思います。我々、農業をしていて、たいへん本当にこういう状況である中で仕事がしにくくなっていますが、日頃、本当に、皆さんの農作業、管理、また先週も台風の懸念がございましたが、徳之島、離島に直撃せず、まあなんとか台風が一つも当たらないということでキビの方も順調良く生育しているということですので、このまま台風が当たらずですね。また来年度もキビの豊作になればなと祈願しております。さっそくではございますが、もう時間ですので会議の方に入らせていただきますのでよろしくお願いします。

事務局　　宮永会長ありがとうございます。本日は農業委員１４名中１３名の委員が出席しており定数に達しましたので総会は成立いたします。また、推進委員６名中５名が出席されています。それでは、伊仙町農業委員会会議規則により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は宮永会長にお願いいたします。

議　長　　それでは、さっそく、これより議事に入ります。まず、日程第１議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

伊仙町農業委員会会議規則第１４条第２項に規定する議事録署名委員ですが議長から指名させていただく事にご意義はございませんでしょうか。

【異議なし】

議　長　　それでは、議事録署名委員は、１３番委員、５番委員にお願いします。なお本日の会議書記には事務局職員の豊島氏と酒勺氏を指名いたします。

以上で日程第１を終わります。

それでは、日程第２、議案第１号「農地法第３条許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局　　今月の農地法第３条許可申請は、１議案１件です。

議案第１号について、受付番号６１号は所有権移転に関する件です。受付番号６１号については、譲受人は天城町在住で、譲渡人も天城町在住です。申請農地は大字阿三の畑で面積は3,237㎡となっています。申請事由といたしては経営拡張です。

受付番号６１号は、別添の調査書のとおり農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議　長　　只今の説明に関連して、受付番号６１号の説明を担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

３　番　　農地法第３条許可申請６１号について、説明いたします。先日、４番委員と共に調査した結果、農地法第３条２項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議よろしくお願いいたします。畑の状況は全てサトウキビです。

４　番　　６１号につきましては、只今、３番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議　長　　はい、ありがとうございます。これより受付番号６１号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　　無いようですので、採決いたします。受付番号６１号について、原案のとおり、

決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成ですので、受付番号６１号は、原案のとおり決定しました。
　それでは、これで日程第２議案第１号農地法第３条許可申請についてを終了します。
　続きまして、日程第３議案第２号農地法第５条許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局　　議案の朗読の前に訂正の方をお願いします。地番なんですが、１８４９番を１８４９－４に訂正をお願いします。
　それでは、今月の農地法第５条許可申請は、１議案１件です。議案２号について、受付番号４号はお手元の資料のとおりで遊技場の駐車場の造成とパチンコ台などを保管するコンテナを設置するためです。こちらに関しては、平成３０年３月１９日に農振除外済みです。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議　長　　それでは、只今の説明に関連して受付番号４号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

７　番　　本日は９番委員欠席のため、私、７番委員が説明いたします。農地法第５条許可申請第４号について、説明いたします。先日、９番委員と共に調査した結果、何の問題も無く申請書のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくお願いします。なお、畑は一枚の畑で、ローズが植えてありました。以上です。

議　長　　それでは、これより質疑に入ります。受付番号４号について、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　　無いようですので、採決します。受付番号４号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成ですので、受付番号４号については原案のとおり決定しました。

これで日程第３議案２号農地法第５条許可申請についてを終了します。
次に日程第４議案第３号現況証明願いについてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局　今月の現況証明願いは、１議案１件です。議案第３号について、受付番号９号は、お手元の資料のとおりで、畑から雑種地への地目変更になります。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議　長　それでは、受付番号９号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

１１番　現況証明願い９号について、ご説明いたします。先日、１０番委員、５番推進委員と共に調査した結果、申請書のとおりであり何の問題も無いと思われます。道沿いにあって、道に囲まれてて、境界線もはっきりしており、これは３０年程前から荒れてきているということで、実際、住居があったみたいなんですけど住居も朽ちて見えない状況でした。なので問題無いと思います。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

１０番　只今、１１番委員の意見のとおりでございます。皆さんの審議よろしくお願いします。

議　長　はい、ありがとうございます。それでは、受付番号９号について、質疑を行いますが何かご意見ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　無いようですので、採決いたします。受付番号９号について原案のとおり決定することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議　長　全員賛成ですので、受付番号９号は原案のとおり決定しました。
これで日程第４議案第３号現況証明願いについてを終了いたします。
次に日程第５議案第４号農業経営基盤強化促進事業についてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局　今月の農業経営基盤強化促進事業については、１議案１件です。議案第４号について、受付番号２０号については、お手元の資料のとおりで賃貸借になります。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議　長　それでは、受付番号２０号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

２　番　農業経営強化促進事業について、第２０号について、ご説明いたします。先日、４番委員と調査した結果、何の問題も無いと思います。皆様のご審議よろしくお願いします。現地の状況としましては、客土をして、ロータリーをしてありました。あとサトウキビ、ジャガイモを植える予定であるということでした。以上です。

４　番　２０号につきましては、２番委員のご説明のとおりでございます。皆様方の審議よろしくお願いします。

議　長　はい、ありがとうございます。これより受付番号２０号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　無いようですので、採決いたします。受付番号２０号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議　長　全員賛成ですので、受付番号２０号は、原案のとおり決定しました。
これで日程第５議案第４号農業経営基盤強化促進事業についてを終了します。
次に日程第６議案第５号農用地利用計画の変更申請に係る意見書の作成についてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局　今月の農用地利用計画の変更申請に係る意見書の作成については、１議案２件です。議案第５号について、受付番号１６号から受付番号１７号については、お手元の資料のとおりで、１６号は携帯電話無線基地局の設置ためで、１７号は一般住宅建設のためです。受付番号１６号について、２番委員の方から携帯電話の基地局ということで周辺の近隣の住民からの同意書が必要じゃないかということ

だったんですが、調べたんですが、よくある問題として、都会などであるのが基地局を設置することによって、発ガンのリスクが高まるのではないかということで、そういった事前説明などが必要なのではないかというトラブルがあるそうなんですが、基地局がいっぱい、現状、建っているので、発ガンリスクが高まるという証明がとれないということで、この基地局を設置する際には、別にその同意などは、とる必要が無いということが書かれてありましたので、その辺に関しては問題無いかと思われます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議　長　　それでは、受付番号１６号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

２　番　　農用地利用計画の変更申請１６号について、説明いたします。先日、８番委員と共に調査した結果、何ら問題無いと思われます。今、整地してありました。パレットが置いてある状態です。この 2,323 ㎡の内の 4 ㎡になっています。

８　番　　１６号につきましては、２番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議　長　　はい、ありがとうございます。それでは、只今、受付番号１６号について、説明がございましたが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　　無いようですので、採決いたします。受付番号１６号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成ですので、受付番号１６号は許可相当ということで意見書を送付したいと思います。

次に受付番号１７号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

１０番　　農用地利用計画の変更申請に係る意見書の作成について、１７号について、説明いたします。先日、１１番委員と５番推進委員と共に調査の結果、家の隣りなんですよね。何の問題も無いと思います。よろしくお願いします。

１１番　　１７号につきましては、只今、１０番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議　長　　只今、担当委員より受付番号１７号について説明がございましたが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議　長　　無いようですので、採決します。受付番号１７号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成ですので、受付番号１７号は許可相当ということで意見書を送付したいと思います。

　これで日程第６議案第５号農用地利用計画の変更申請に係る意見書の作成についてを終了いたします。

　次にその他でありますが、何かございませんか。

６　番　　５条の件ですけどね。ちょっと前に戻って駐車場の件。５条申請だから、宅地化するんでしょ。面積はどれくらい。４反５畝くらいあると思うんだけど。あとは建物を造っても良いということになるわけですね。

事務局　　転用目的として、駐車場ですので、駐車場完成するまでは、その貰ってはいけないんですが、そのあとに関しては雑種地もしくは宅地に変わるので。地目が変わるので。そのあとは・・・

６　番　　建物造るのに、こっちに書いてないんだけども。第５条許可申請と言うんだけど、見出しが無い。

事務局　　すいません。

６　番　　結局は、後々は、建物を建てても構わん・・・

事務局　　当初ですね。この５条申請の農振除外が平成３０年に終わっているんですが、

その際に申請しているのが、建売住宅の申請であがってたんですが、パチンコ屋の駐車場が足りないということとパチンコ台等を収める倉庫が無いということで、そちらに変更したいということで問い合わせがありまして、その際に大島支庁の方とも農振除外の取り直しなどが必要じゃないかと確認をとったのですが、一度、農振除外で許可が下りているので、駐車場に変更する場合は農振計画書の変更をしてもらえれば問題無いということでしたので、今回、新たに意見書の作成を出さずに、５条申請を出していただいたという形になります。この駐車場が完成したあとには、もし建物を建てるようであれば、そちらに関しては地目が畑に変わっているあとなので問題は無いのではないかなと思います。

６　番　　それは、我々、農業委員会は関係無い。

事務局　　と思います。

６　番　　これ上限・・・

事務局　　面積の上限なんですが、これに関しては農振除外後、農地の区分として３種農地という形に変わるんですが、面積が 3000 ㎡を超える場合は県の常設審議の方にかけないといけませんので、このあとまた意見書を作成して、常設の方にかけるという形になります。

議　長　　はい、よろしいですか。他にございませんか。よろしいですね。
無いようですので、第９回の総会を終了いたします。
それでは、お疲れ様でした。